

1. 介護保険制度改正の概要

地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方とし、事業の充実と重点化・効率化及び費用負担の公平化を柱として、次の事項について改正が行われます。

項目	内容	
1 地域包括ケア システムの構築 に向けた見直し	(1) 在宅医療・介護連携の 推進	・ 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、在宅医療・介護サービス提供体制の構築に取り組む。
	(2) 認知症施策の推進	・ 認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員等の設置などにより早期対応に取り組む。
	(3) 地域ケア会議の充実	・ ケアマネジメントの質の向上、地域課題の把握などに取り組む。
	(4) 生活支援サービスの 体制整備	・ 新総合事業実施に当たり、協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置等により、事業の仕組みづくりや地域支援に取り組む。
	(5) 地域包括支援センターの機能強化	・ 役割に応じた人員体制の強化、センター間及び行政との役割分担・連携強化などに取り組む。
	〔以上、H27.4月から〕	
2 サービスの重 点化・効率化	(1) 介護予防給付の一部 を地域支援事業へ移行	・ 予防給付のうち「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」を介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）に移行する。 〔H29.4月まで〕
	(2) 特別養護老人ホーム の中重度者への重点化	・ 新規入所者を要介護3以上に限定する。（要介護1・2は特例） 〔H27.4月から〕
3 費用負担の公 平化	(1) 低所得者の第1号保 険料の軽減強化	・ 従来の軽減措置に加え、別枠で公費により住民税非課税世帯の軽減割合を拡大する。 〔H27.4月から〕
	(2) 一定以上所得者の利 用者負担の見直し	・ 一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げる。 〔H27.8月から〕
	(3) 高額介護サービス費 の見直し	・ 現役並み所得者の世帯の負担上限額を引き上げる。 〔H27.8月から〕
	(4) 補足給付の見直し（資 産等の勘案）	・ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする補足給付の要件に資産等を追加する。 〔H27.8月から〕
4 その他	(1) 在宅サービスの見直 し	・ 小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行する。 〔H28.4月から〕
	(2) 施設サービス等の見 直し	・ サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とする。 〔H27.4月から〕
	(3) 介護サービス情報公 開制度の見直し	・ 制度外の宿泊サービス（いわゆる「お泊まりデイサービス」）の情報公表 〔H27.4月から〕

2. 第6期介護保険事業計画について

1. 高齢者数の見込み

総人口が減少する中、高齢者数（第1号被保険者数）は引き続き増加します。

65～74歳の前期高齢者数が減少に転じる一方、75歳以上の後期高齢者数の増加が顕著となります。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
第1号被保険者数 (65歳以上高齢者数) (対前年度比)	110,610人 (103.6)	114,271人 (103.3)	117,923人 (103.2)	119,292人 (101.2)	120,661人 (101.1)	124,935人 (H26比109.3)
高齢化率	26.3%	27.2%	28.1%	28.6%	29.1%	31.5%

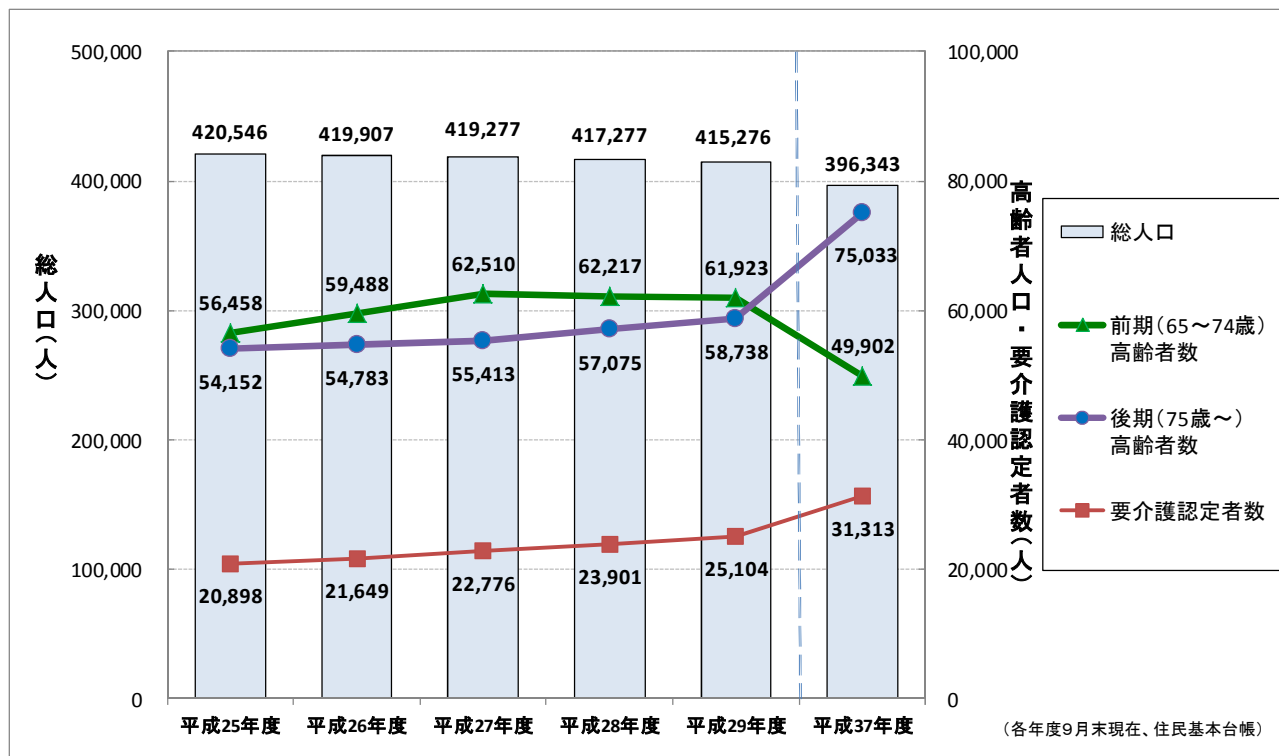
(各年度9月末現在、住民基本台帳)

2. 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数の伸びは、高齢者数の伸びよりも高い伸びを示しており、年1,000人超のペースで増加し、平成29年度には2万5千人となります。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
総数 (対前年度比)	20,898人 (105.2)	21,649人 (103.6)	22,776人 (105.2)	23,901人 (104.9)	25,104人 (105.0)	31,313人 (H26比144.6)
第1号被保険者認定率	18.4%	18.5%	18.9%	19.7%	20.4%	24.7%

(各年度9月末現在)



3. 介護保険制度の適正運営の推進

- (1) 介護保険制度の円滑な実施・・・財政の健全運営、利用者負担・介護給付適正化
- (2) 介護支援専門員への支援・・・ケアマネジメントの質の向上、人材確保・育成
- (3) 介護サービス事業者への支援・・・指導・育成、介護の質の向上
- (4) 制度啓発と相談体制の充実・・・普及啓発、苦情・相談体制の充実

4. 介護サービスの基盤整備

(1) 基本的な考え方

- ① 在宅サービスの充実を図り、引き続き「施設から在宅へ」の転換を進めます。
- ② 平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域密着型サービスを中心に、計画的な整備を行います。
- ③ 日常生活圏域の特性を踏まえつつ、地域バランスを考慮した整備を進めます。

(2) 整備の目標

	区分	現況 (A) H26年度末	第6期整備数 (B) H27~H29年度	目標値 (A+B) H29年度末
介護 保 険 施 設	介護老人福祉施設	24か所 (1,734床)	— (—)	24か所 (1,734床)
	介護老人保健施設	18か所 (1,783床)	— (—)	18か所 (1,783床)
	介護療養型医療施設	15か所 (960床)	— (—)	15か所 (960床)
地域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (24時間型の訪問サービス)	3か所	2か所	5か所
	夜間対応型訪問介護	3か所	2か所	5か所
	認知症対応型通所介護	24か所 (257人)	— (—)	24か所 (257人)
	小規模多機能型居宅介護 (通い・泊まり・訪問介護を組み合 わせて提供するサービス)	26か所 (650人)	6か所 (174人)	32か所 (824人)
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	40か所 (531人)	4か所 (72人)	44か所 (603人)
	地域密着型介護老人福祉施設 (定員29人以下の特別養護老人ホーム)	12か所 (261人)	6か所 (174人)	18か所 (435人)
	看護小規模多機能型居宅介護（複合 型サービス） (通い・泊まり・訪問介護・訪問看護 を組み合わせ提供するサービス)	1か所 (25人)	3か所 (87人)	4か所 (112人)
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等の事業者が入居 者に提供するサービス)	56床	60床程度	116床程度	

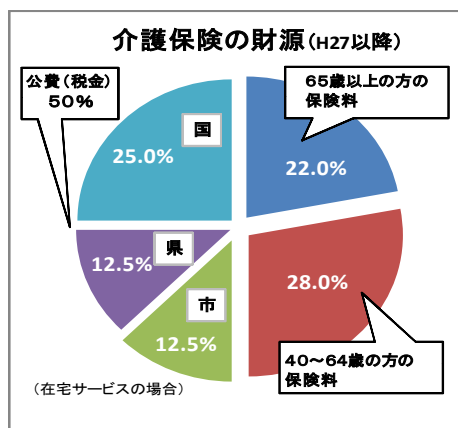
5. 介護給付費等の見込み

区 分	第5期計画 (平成24～26年度)	第6期計画 (平成27～29年度)	伸び率
保険給付費	105,618,470 千円	117,473,908千円	111.2%
居宅介護サービス給付費等	36,816,663 千円	41,802,941千円	113.5%
介護予防サービス給付費等	4,072,109 千円	3,736,602千円	91.8%
地域密着型介護サービス給付費	11,538,188 千円	17,181,067千円	148.9%
地域密着型介護予防サービス給付費	67,760 千円	252,234千円	372.2%
施設介護サービス給付費	41,389,451 千円	42,136,827千円	101.8%
その他のサービス費	11,734,299 千円	13,723,859千円	117.0%
一定以上所得者の利用者負担見直し	—	▲691,355千円	—
補足給付の要件見直し	—	▲668,267千円	—
地域支援事業費	2,053,860 千円	3,210,372千円	156.3%
介護予防事業費（総合事業費）	574,184 千円	1,038,634千円	180.9%
包括的支援事業・任意事業費	1,479,676 千円	2,171,738千円	146.8%
(計) 介護給付費等	107,672,330千円	120,684,280千円	112.1%

(▲はマイナス)

6. 保険料（65歳以上の方）の見込み等

(1) 介護保険財源と保険料基準額の設定



●第6期介護保険料基準額 = 月額6,300円
(第5期=5,900円より 6.8%上昇)

●保険料（65歳以上の方）基準額の設定手法

- ① 必要と見込まれる介護給付費等（±財源調整）
×
- ② 65歳以上の方の負担分（22%）
÷
- ③ 65歳以上の方の人数

(2) 第6期（平成27～29年度）保険料にかかる主な上昇・抑制要因

① 上昇（増）要因

- ・認定者及びサービス利用者の増並びに利用者の介護度の重度化など (+385円)
- ・第1号被保険者（65歳以上）負担割合の増（21% → 22%） (+301円)
- ・報酬単価の地域区分適用に伴う増（0%→3%） (+90円)

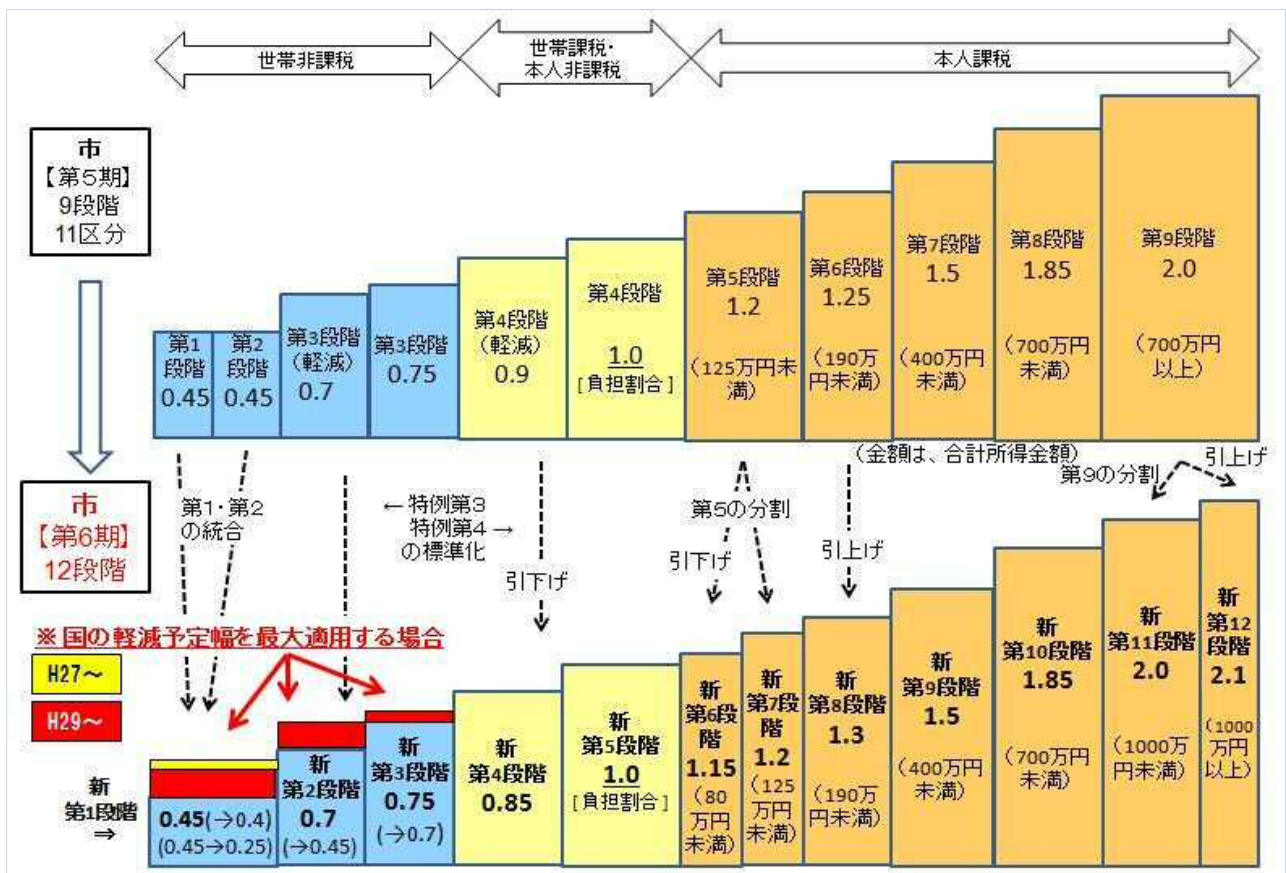
② 抑制（減）要因

- ・平成27年度介護報酬改定による減（改定率▲2.27%） (▲128円)
- ・平成27年度制度改正による費用負担の見直しに伴う減 (▲73円)
- ・介護給付費準備基金（約7億5千万円）の活用による抑制 (▲175円)

7. 段階別保険料の設定（案）

（1）第5期からの変更

- ① 国の示す標準段階は、6段階から9段階に見直されました。
 - ・第1及び第2段階を統合し、新第1段階を設定
 - ・新第8段階の割合の引上げ（1.25→1.3）
- ② 本市では、第5期の所得区分・負担割合を元に、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、第6期では12段階の設定とします。
 - ・所得に対する保険料負担率が高い新第4段階の割合の引下げ（0.9→0.85）、また第5段階を分割し、新第6段階の割合の引下げ（1.2→1.15）
 - ・第9段階を分割し、割合を上げた新第12段階を設定（2.0→2.1）



（2）低所得者の保険料軽減強化

- ① 新たに公費（国 1/2、県 1/4、市 1/4 負担）を投入し、低所得者（非課税世帯）の保険料軽減の制度が創設されました。平成 27 年度は、新第 1 段階が対象となります。
- ② 軽減する幅は、国の示す範囲内において、市が設定します。なお、国の予算成立後に、軽減に係る政令が公布されるため、本市の軽減幅（軽減後の保険料）を定めるための条例及び予算案は 6 月定例会での提案を予定しています。

(3) 第5期保険料と第6期保険料(案)

第5期		区分	基準額に対する割合	保険料年額(円)
本人が市民税非課税	世帯非課税	第1段階	生活保護世帯及び老齢福祉年金受給者	31,900 (月額2,655円)
		第2段階	年金収入+合計所得80万円以下	31,900 (月額2,655円)
		第3段階(軽減)	年金収入+合計所得80万円超 120万円以下	49,600 (月額4,130円)
		第3段階	年金収入+合計所得120万円超	53,100 (月額4,425円)
本人が市民税課税	世帯課税	第4段階(軽減)	年金収入+合計所得80万円以下	63,800 (月額5,310円)
		第4段階	年金収入+合計所得80万円超	70,800 (月額5,900円)
		第5段階	合計所得金額125万円未満	85,000 (月額7,080円)
		第6段階	合計所得金額125万円以上 190万円未満	88,500 (月額7,375円)
		第7段階	合計所得金額190万円以上 400万円未満	106,200 (月額8,850円)
第8段階	合計所得金額400万円以上 700万円未満	131,000 (月額10,915円)		
第9段階	合計所得金額700万円以上	141,600 (月額11,800円)		

第6期		区分	基準額に対する割合	保険料年額(円)	上昇額年額(円)	上昇率(%)
本人が市民税課税	世帯課税	新第1段階	生活保護世帯及び老齢福祉年金受給者、年金収入+合計所得が80万円以下	34,100 (月額2,835円)	2,200 (180円)	6.9
		新第2段階	年金収入+合計所得80万円超 120万円以下	53,000 (月額4,410円)	3,400 (280円)	6.9
		新第3段階	年金収入+合計所得120万円超	56,700 (月額4,725円)	3,600 (300円)	6.8
		新第4段階	年金収入+合計所得80万円以下	64,300 (月額5,355円)	500 (45円)	0.8
		新第5段階	年金収入+合計所得80万円超	75,600 (月額6,300円)	4,800 (400円)	6.8
		新第6段階	合計所得金額80万円未満	87,000 (月額7,245円)	2,000 (165円)	2.4
		新第7段階	合計所得金額80万円以上 125万円未満	90,800 (月額7,560円)	5,800 (480円)	6.8
		新第8段階	合計所得金額125万円以上 190万円未満	98,300 (月額8,190円)	9,800 (815円)	11.1
		新第9段階	合計所得金額190万円以上 400万円未満	113,400 (月額9,450円)	7,200 (600円)	6.8
		新第10段階	合計所得金額400万円以上 700万円未満	139,900 (月額11,655円)	8,900 (740円)	6.8
		新第11段階	合計所得金額700万円以上 1,000万円未満	151,200 (月額12,600円)	9,600 (800円)	6.8
		新第12段階	合計所得金額1,000万円以上	158,800 (月額13,230円)	17,200 (1,430円)	12.1

※合計所得金額
 = 「収入(課税年金、給与所得など)」
 - 「必要経費の相当額(公的年金等控除額、給与所得控除額など)」

◇収入と合計所得
 ・年金収入のみ 合計所得
 80万円 ⇒ 0円
 200万円 ⇒ 80万円
 300万円 ⇒ 180万円

・給与収入のみ 合計所得
 80万円 ⇒ 15万円
 200万円 ⇒ 122万円

[参考1] 介護3施設整備状況

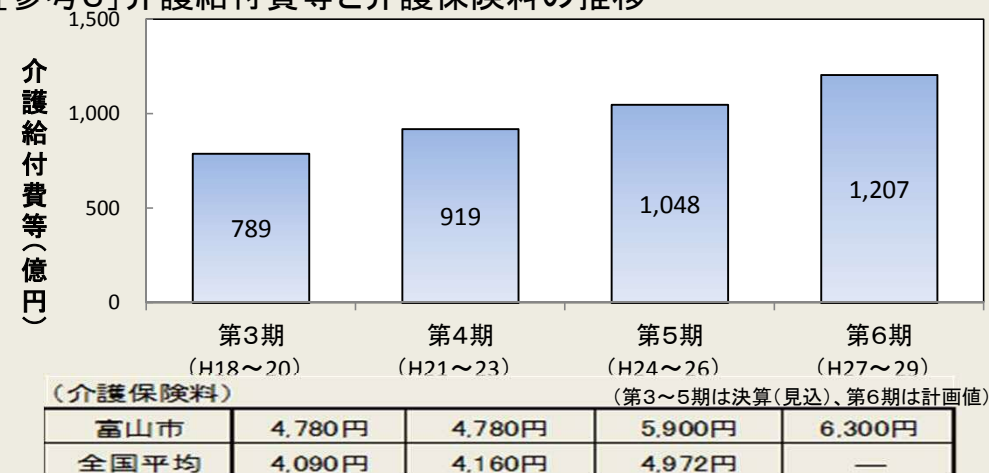
順位	中核市	第1号被保険者1万人あたりの床数
1	富山市	424
2	金沢市	356
3	高知市	334
4	長野市	333
5	盛岡市	327
6	下関市	318
7	長崎市	312
中核市平均		269

※介護3施設: 特養(地域密着型含む)、老人保健施設、療養型(H25.10.1現在)
 平成25年介護サービス施設・事業所調査、介護保険事業状況報告(平成25年9月)より作成

[参考2] 第5期介護保険料

月額(円)		
順位	中核市	基準額
1	富山市	5,900
2	和歌山市	5,813
3	松山市	5,770
4	高松市	5,767
5	金沢市	5,680
6	旭川市	5,679
7	那覇市	5,647
中核市平均		5,100

[参考3] 介護給付費等と介護保険料の推移



地域支援事業の制度改正等について

